

北海道旅客鉄道株式会社公告 第 26 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 2 年 3 月 14 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 3 月 14 日乗車となるものから施行する。

令和 2 年 2 月 10 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 57 条第 2 項第 3 号中、「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。」を「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。」に改める。

同条第 10 項を次のとおり改める。

10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。

- (1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
- (2) 土讃線高知・窪川間（高知）

第 57 条の 2 第 1 号中、表を次の通り改める。

	急 行 列 車	乗 継 駅
イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。 (イ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） (ロ) 特別急行列車サフィール踊り子号 (ハ) 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
ロ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

第 58 条第 2 項第 3 号中、「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除き、また、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に乗車する場合における当該列車に乗車する区間を除く。」を「高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。」に改める。

同条第 4 項を次のとおり改める。

- 4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が第59条の2に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、2個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
- (1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (2) 高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (3) 十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合
 - (4) 川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (5) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (6) 土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (7) 東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (8) 鎌取以遠（誉田方面）の各駅と浜野以遠（八幡宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (9) 酒々井以遠（成田方面）の各駅と南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合
 - (11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合

同条第10項を次のとおり改める。

- 10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。
- (1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
 - (2) 土讃線高知・窪川間（高知）

第59条の2を次のとおり改める。

第59条の2 第58条第1項第2号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、次の各号に定める線区又は区間に運転する列車の停車駅相互間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(B)を発売する。

- (1) 九州旅客鉄道会社内各線
- (2) 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b以外の個室

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 6,280

b 特別急行列車「サフィール踊り子号」の個室

	設備定員 4 人	設備定員 6 人
1 室当りの料金	円 8,400	円 12,600

同条同項同号口の(ホ)の次に次を加える。

(ハ) 特別急行列車「WEST EXPRESS 銀河号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850

同条同項第2号を次のとおり改める。

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 第59条の2第1号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メー トル まで	51キロ メー トル 以上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 第59条の2第2号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メー ト ル ま で	51 キロ メー ト ル 以 上
料 金	円 1,040	円 1,260

(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 29 日から同月 31 日及び 1 月 2 日から同月 3 日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合（ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前 0 時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前 0 時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロ メー ト ル ま で	51キロ メー ト ル 以 上
料 金	円 580	円 800

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50 キロ メー ト ル ま で	51 キロ メー ト ル 以 上
料 金	円 840	円 1,060

第 156 条第 2 号イ中、「品川・新川崎・鶴見間」を「品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間」に改め、「常磐線中、日暮里・いわき間」を「常磐線中、日暮里・浪江間」に改める。

同条同項ホ中、「常磐線中原ノ町・岩沼間」を「常磐線中小高・岩沼間」に改める。

第 157 条第 1 項第 20 号「田町」を「高輪ゲートウェイ」に改める。

第 187 条第 10 号中、「「B 自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。」の右に「ただし、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b の料金を適用して発売する特別急行券を除く。」を加える。

第 226 条を次のとおり改める。

駅名式大人小児用

(様式省略)

第 284 条第 1 項第 1 号口中、「特別車両券（グランクラスに有効な特別車両券を除く。）」を「特別車両券（グランクラス及びプレミアムグリーンに有効な特別車両券を除く。）」に改め、「特別車両（グランクラスを除く。）」を「特別車両（グランクラス及びプレミアムグリーンを除く。）」に改める。

同条同項同号ハの次に次を加える。

ニ プレミアムグリーンに有効な特別車両券を使用し乗車していた旅客については、プレミアムグリーンにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にプレミアムグリーンがないとき又は満員等によりプレミアムグリーンに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

第 285 条第 1 項第 2 号中、「のぞみ号等及びグランクラスにあつては」を「のぞみ号等、グランクラス及びプレミアムグリーンにあつては」に改める。